

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

社会福祉法人 桑友 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定します。

1. 計画期間 2024年4月1日 ～ 2026年3月31日

2. 内容

目標1：男性職員が、育児休業、育児短時間勤務などの制度を利用しやすい環境をつくります。

<対策>

2024年4月～ 利用可能な両立支援制度に関して、職員への周知徹底を図ります。

2024年10月～ 職員への意識調査や意見交換会を行います。

目標2：子の看護休暇（有給休暇：15分単位で取得可）、特別子の看護休暇（障害等により育ちに困難のある子の場合、子の看護休暇の付与日数を加算）の利用を促進し、より子育てと仕事が両立しやすい環境を整えます。

<対策>

2024年4月～ 各所属長および職員（特に該当職員）への周知徹底を図ります。

目標3：全職員が、仕事と日常生活や健康管理を両立しやすくするため、感染症関連特別有給休暇、傷病休暇（有給休暇：半日単位で取得可）の利用を促進するとともに、年次有給休暇の使用率を毎年向上させます。

<対策>

2024年4月～ 各所属長および職員（特に該当職員）への周知徹底を図ります。

年次有給休暇については、毎月、各所属長に対して各人の取得状況を伝達、共有し、必要に応じて職員への取得促進の声掛けを行います。

2025年4月～ 前年度の取得状況を確認するとともに、さらなる取得促進に向けた取り組みを検討します。

目標4：女性職員の平均勤続年数を9年まで引き上げます。

（2024年1月1日時点実績 女性7.8年、男性12.3年）

<対策>

2024年4月～ 利用可能な両立支援制度に関して、職員への周知徹底を図ります。

2024年10月～ 職員への意識調査や意見交換会を行います。